

## 大学図書館近畿イニシアティブ運営委員会（第1回）議事概要

1. 日 時 平成 17 年 6 月 21 日（木）15 時～17 時 30 分
2. 会 場 関西学院大学図書館
3. 出席者（順不同、敬称略）  
関西学院大学図書館事務部長 中村順治、同・運営課長 兄井栄子、同・運営課主幹（収書担当）今村太郎、同・利用サービス課長 市河原雅子  
関西大学図書館運営課長 影山幸子  
立命館大学総合情報センター次長 田中康雄、同・衣笠メディアサービス課長 鳥井真木  
同志社大学総合情報センター学術情報課長 落合万里子、同・情報サービス課長 上田裕保  
大阪市立大学学術情報総合センター図書情報課長代理 吉井良邦  
大阪府立大学学術情報センター学術情報課長 北山博一、同・学術情報課長補佐 中村恵信  
大阪大学附属図書館事務部長 木下伸二、同・情報サービス課長 杉山宗武  
神戸大学附属図書館事務部長 故選義浩、同・情報管理課長 石井道悦  
京都大学附属図書館事務部長 大埜浩一、同・情報管理課長 森生也

### 4. 議事

これまでの設立準備会に引き続き、京都大学大埜事務部長の司会で議事を進行した。

#### (1) 開会

関西学院大学図書館の井上館長から、大学図書館近畿イニシアティブ（以下、「近畿イニシア」という。）の設立が、これからの近畿地区における大学図書館間の新たな協力組織として積極的な役割を果たすことができるように期待する、との挨拶があった。

#### (2) 近畿イニシア設立までの経過の確認

京都大学（森情報管理課長）より資料 2, 3, 4 に基づき近畿イニシアの設立準備経過の報告と確認を行った。

#### (3) 近畿イニシア運営要綱等の制定

京都大学（森課長）より資料 5, 6, 7 に基づき近畿イニシア運営要綱（案）、能力開発専門委員会及び広報検討専門委員会の設置要項（案）の提案を受けて検討を行った結果、修正点は以下のとおり。

##### 運営要綱（案）

- ・ 第 2 条（事業）  
第 2 号「広報活動」 「広報」とする。
- ・ 第 7 条（専門委員会）  
第 2 項「専門委員会は・・・委員館 2 名から指名される各 1 名」の後に、  
「の専門委員」を追加する。  
第 5 項「構成員」を「専門委員」とする。  
第 6 項「・・・必要な事項は、専門委員会が別に定める。」から、「専門委員会が」  
を削除する。

##### 能力開発専門委員会設置要項（案）

- ・ 第 3 条（専門委員）・・・「運営要綱第 7 条第 2 項に定める」の後に、「その他の」  
を追加する。

- ・ 第4条(ワーキンググループ)・・・第2項を削除する。
- ・ 附則2.の「・・・第7条第2項に定める専門委員会構成員」を、「・・・第7条第2項に定める専門委員」とする。

#### 広報検討専門委員会設置要項(案)

- ・ 第1条(趣旨)・・・(第3行目)「について検討等すること」を、「について検討すること」とする。
- ・ 第2条(検討事項)
  - 第1号「運用する広報体制の在り方」の後に、「の検討」を加える。
- ・ 第3条(専門委員)・・・「運営要綱第7条第2項に定める」の後に、「その他」を加える。
- ・ 附則2.の「・・・第7条第2項に定める専門委員会構成員」を、「・・・第7条第2項に定める専門委員」とする。

以上の修正結果に基づく案文により事務局から各委員館に改めて確認を行い、最終決定することとした。

専門委員会設置要項のうち、専門委員会主査の選出方法は、案文では専門委員会構成員の互選によることとしているが、事業の円滑な推進を念頭に置くとどのような専門委員が選出されるか判らないので専門委員の互選とただだけでは専門委員会の運営に不安が生じないか、主査就任を前提に運営委員会が専門委員1名を指名した方が適切ではないかとの提案があった。

意見交換の結果、いずれは成長を期待して主査を含め若手に事業推進を担当してもらうこととし、規程上は「互選」のままとして、運営の実際にあたっては提案の趣旨を生かして運営委員会が責任ある判断を行うこととすることで原案通り了承した。

ひきつづき、設置が了承された各専門委員会の主査について協議した結果、順調な事業展開を開始するため、当初は運営委員会からの専門委員が担当することとした。

これに伴い、能力開発専門委員会主査には大阪大学杉山課長を、広報検討専門委員会主査には大阪市立大学吉井課長代理を候補とすることを了承した。

なお、運営要綱の制定および施行、専門委員会要項の運営委員会としての決定と実施の期日はいずれも委員会当日の平成17年6月21日とすることとした。

#### (4) 近畿イニシア運営委員会委員長の選出

近畿イニシア運営要綱第5条第1項にもとづき、平成19年3月末までの運営委員会委員長館として京都大学附属図書館を選出し、委員長として同・大埜事務部長が担当することとなった。これに伴い委員長館の京都大学附属図書館がこの間の運営委員会事務局を担当することとなった。

#### (5) 当面の事業計画

資料8に基づき、近畿イニシアの平成17年度事業計画を検討した結果、初任者研修を実施すること、及び初任者研修をはじめとする近畿地区の大学図書館職員の能力開発事業の企画と実施に関し、常置の能力開発専門委員会で審議を進めることを了承した。

また、近畿イニシアとしての広報のあり方を広報検討専門委員会で18年3月までに取りまとめいただく一方で、17年度内の広報は運営委員会が担当することとし、当面は近畿イニシア発足の広報案を事務局から提案し、タイミングを計って実施することを了承した。

#### (6) 今後の日程

資料9に基づき、今後の日程を確認した。

運営委員会は、17年度は発足間もないことと、秋に想定される初任者研修の実施に係る審議を行う必要があることから、次回の開催日程は9月を予定することとし、その間に能力開発専門委員会で検討を進めることとした。

各専門委員会の委員選出に関しては、各協（議）会で了承され次第、事務局に報告いただくこととした。